

平成25年9月に発生した竜巻被害に対する災害義援金のお取扱いについて  
- 埼玉県熊谷市における災害義援金 -

平成25年9月16日に発生した台風18号に伴う竜巻災害により、埼玉県熊谷市において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

埼玉県熊谷市

お客様の義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。

2. 取扱期間

平成25年9月19日(木)～平成25年12月27日(金)

3. お振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
埼玉県 熊谷市	熊谷市竜巻災害義援金 代表 山崎 実	埼玉縣信用金庫 本店営業部	001	普通	6348377

4. 振込手数料

無料(窓口の場合)

詳しくは窓口にてお尋ねください。

所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ

地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

以上